

設備投資促進資金に係る認定書
(省エネ・創エネにつながる設備投資)

年 月 日

商工会議所会頭
商工会会長 印
埼玉県中小企業団体中央会会長

下記の者は、設備投資促進資金のうち省エネ・創エネにつながる設備投資の要件に該当すると認めます。

1 企業の概要

所在地	〒 -	TEL	
		FAX	
企業名 (商号)		代表者名	

2 新たな事業計画の概要

(1) 省エネ・創エネにつながる設備投資の概要

導入設備ア： _____ 導入時期： _____
 導入設備イ： _____ 導入時期： _____
 導入設備ウ： _____ 導入時期： _____

(2) 現状（設備導入前の状況等）

例 1) 工場の照明設備が老朽化しており、更新する必要がある。
 例 2) A重油のボイラーを使用しているが、経年劣化により効率が悪化している。
 例 3) プラスチック製品の製造をしているが、端材等を処分する必要がある。

(3) 上記（2）に対する具体的な取組

例 1) 工場の照明設備を水銀灯からLEDに更新することで、エネルギー使用量を削減する。
 例 2) 都市ガスのボイラーに更新することで、二酸化炭素排出量を削減する。
 例 3) 設備導入により端材を再生材として使用し、加えて通常廃棄される貝殻粉を原料として使用することが可能となる。

(4) 上記（1）の設備導入により期待される省エネ・創エネに向けた効果

例 1) 水銀灯のエネルギー使用量は 15,000kWh/年であるが、LEDのエネルギー使用量は 6,000 kWh/年になることから 60%程度の削減が可能となる。
 例 2) A重油のボイラーで排出される二酸化炭素は 250t-CO2/年であるが、都市ガスのボイラーでは 150t-CO2/年になることから、40%程度の削減が可能となる。
 例 3) 端材や貝殻粉を再利用（100t/年）し、本来廃棄される資源を有効活用することで、焼却時や原材料の製造時における環境負荷の軽減が図られる。

※ エネルギー使用量又は二酸化炭素排出量の削減効果（サーキュラーエコノミーの取組の場合は原材料使用量又は廃棄物排出量等の削減効果も可）を具体的に記入すること。

3 資金計画（今回の計画に係るもの）

（単位：千円）

投資計画		金額	調達方法		金額
設備			金融機関借入	本件融資	
			自己資金		
			補助金等		
小計			小計		
運転			金融機関借入	本件融資	
			自己資金		
			補助金等		
小計			小計		
合計			合計		

※ 運転資金は、設備導入に伴い必要となる経費に充てる資金及び2（1）に記載の導入設備のうち資本的支出に該当せず、運転資金に当たるものに限る。

4 2050年カーボンニュートラル実現を目指した今後の取組内容

<p>例) 2030年までに、会社で使用する電気の半分を再エネ100%の電気に切り替えることを目標として設定し、実現に向けて取り組んでいく。</p> <p>例) 2030年までに、エネルギー消費効率の高い機器への更新を行うことにより、CO2 排出量〇〇%削減を目指して、取り組んでいく。</p> <p>例) 2030年までに、は端材等のプラスチックごみの排出について25%抑制を目指し、取り組んでいく。</p>

※ 各項目の記載欄が不足する場合は別紙（様式任意）を添付することも可とする。

※ エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減効果が御不明な場合は、無料の省エネ診断等を御活用ください。

「中小企業者向けカーボンニュートラル・省エネ支援制度の御案内」
（埼玉県温暖化対策課のホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusho-shien.html>

- 無料省エネ診断（省エネナビゲーター事業） 《ヒアリング及びウォークスルーによる簡易診断》
- 無料省エネ診断（省エネ専門診断事業） 《設備の使用状況を分析する精度の高い診断》

<問い合わせ先> 県環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

電話：048-830-3021 メール：a3030-19@pref.saitama.lg.jp